

I C T活用工事（構造物工（橋脚・橋台）） 特記仕様書

【施工者希望型】

第1条 I C T活用工事（構造物工（橋脚・橋台））について

1. I C T活用工事（構造物工（橋脚・橋台））

本工事は、I C Tの活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するI C T活用工事（構造物工（橋脚・橋台））の対象工事である。

2. 定義

（1）本工事では、施工者の希望により、その実現に向けて、効果や課題を検証するためにI C Tを活用した工事を試行するものとする。

（2）I C T活用工事（構造物工（橋脚・橋台））とは、以下に示す①②④⑤の施工プロセスのうち、全てもしくは一部においてI C Tを活用する工事である。ただし、「②3次元設計データ作成」のみの活用はできない。

対象は、構造物工（橋脚・橋台）を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、I C T活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに監督員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記4～8によりI C T活用施工を行うことができる。

4. 本工事で適用するI C T施工技術の具体的な工事内容及び対象範囲は、監督員と協議するものとする。なお、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. I C Tを用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、下記1)～7)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもI C T活用工事（擁壁工）とする。

また、構造物工（橋脚・橋台）の関連施工としてI C T活用工事（土工）が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、I C T活用とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) T S 等光波方式を用いた起工測量
- 6) T S （ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) R T K－G N S S を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や5. ①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

I C T 構造物工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

③ I C T 建設機械による施工

構造物工（橋脚・橋台）においては該当無し

④ 3次元出来形管理等の施工管理

構造物工（橋脚・橋台）の施工管理において、下記1)～4)の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) T S 等光波方式を用いた出来形管理

（※ただし、上記4) T S 等光波方式を用いた出来形管理については、「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること。）

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～4)のI C T 施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては監督員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良いものとする。

⑤ 3次元データの納品

5. 施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良いものとする。

6. 上記5. ①②④を実施するために使用するI C T 機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要なI C T 活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したC A D データ

を受注者に貸与する。また、ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 建設工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督員と協議するものとする。

第2条 ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という）等という。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第3条 ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））の費用について

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出までに、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、「三重県ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））試行要領」に基づき計上することとする。

第4条 適用図書

1. 本工事では以下の図書を適用する。

「三重県ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））試行要領」

（三重県ＨＰ「三重県の公共事業情報」を参照）

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/72974023466_00003.htm

第5条 ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査（アンケート）

1. 受注者は、ＩＣＴを活用する施工プロセスのすべてが完了後速やかに「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査様式」に該当項目を記入し、発注者に提出すること。

様式はＨＰ（以下のURL）からダウンロードし回答は電子ファイルでメールにて発注者に提出すること。

様式：「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査様式」

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/72974023466_00003.htm

第6条 その他

1. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。
2. ＩＣＴを活用した工事の推進を目的として、発注者の求めにより官民等を対象とした現場見学会や講習会等を実施する場合は、受注者はこれに協力するものとする。